

令和7年度 生徒指導（支援）方針

具志川商業高等学校 生徒支援部

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。生徒指導は、児童生徒が自身を個性的存在として認め、自己に内在しているよさや可能性に自ら気づき、引き出し、伸ばすと同時に、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身に付けることを支える働き（機能）です。したがって、生徒指導は学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つものと言えます。

「生徒指導提要 令和4年12月」より

I 基本的事項

1. 生徒指導の目的

- (1) 生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長
- (2) 社会的資質・能力の発達を支える
- (3) 自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支える

2. 生徒指導の目標

- (1) 生徒自身の自己理解・自己肯定感を深める
- (2) 生徒の自己指導能力を育成する。（自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力）
- (3) 全職員の共通理解により、一貫した指導体制の構築を図る。
- (4) 学校内外の関係者・機関と連携し、諸問題の解決・改善及び未然防止に努める。
- (5) 安全教育の徹底により、校内外での事故防止に努める。

3. 生徒指導の基本方針

- (1) 県の指導指針「生徒指導の充実」及び学校経営方針「キャリア教育の推進」の一環として、連動した取り組みを展開する。
- (2) 生徒理解に努めるとともに、学校の教育活動全体を通じた心の教育（道徳教育）を推進する。
- (3) 全職員の共通理解の下で、歩調を揃えて指導できるよう努める。
- (4) 学校内外の関係者（管理者、HR担任、教科担任、教育相談係、学年会等及び外部関係機関）との緊密な連携により指導に取り組む。
- (5) HRや学年会と連携し、講話等を通して安全・安心な風土の醸成を図る。

4. 校則の見直し

校則の見直しは、「子どもの権利条約」の理念に則り、教職員・生徒・保護者の三者が参画し、年1回以上行う。

II 個別の課題に対応した生徒指導

1. 特別指導 -問題行動（非社会的行動、いじめに関連する問題行動等含む）を起こした生徒に対する段階指導の1段階目、懲戒指導の前段階におこなう。

※ 反社会的行動で警察に補導・逮捕された場合は、生徒指導(支援)委員会で協議し、特別指導と懲戒処分を組み合わせで行う場合もある。

(1) 特別指導の基本的な考え方

- ① 特別指導は、生徒の抱える問題を解決に向かわせるとともに、高校生活が健全に営まれることを目的とする。

- ② 特別指導は、その事案によって検討し、保護者の理解を得た上で家庭指導と登校指導に分けて実施する。
- ア 家庭指導（3日以内をめどとし、期間中は出席扱いとなる）
重大な問題行動事案または本人の反省が弱く、家庭内において保護者が本人と向き合い解決するために生活を見直す場合、もしくは、問題行動を起こした生徒への指導方針等を検討する必要がある場合、保護者の理解を得て若干の日数に限り家庭に留め置き措置を行う。
- イ 登校指導（3日以内をめどとする。期間中は、通常授業に参加し日誌指導・面談・奉仕活動を行う場合と、出席扱いにして別室指導を行う場合がある）
別室指導の場合は、指導計画を作成し、別室を準備し学習及び教職員による説諭、奉仕活動等を行う。
- ウ 特別指導終了後は、生徒支援部による改善指導を継続する場合もある。その場合は、授業に参加しながら日誌指導・面談・奉仕活動を行う。日数については、生徒指導委員会にて決定し、原則合計7日間程度とする。
- ③ 特別指導中または特別指導後、改善がみられない場合は、再度生徒指導委員会での協議のもと、懲戒指導に移行する場合もある。

(2) 特別指導を実施する際の留意点

- ① 問題行動を起こした生徒に対する事実関係の確認
- ア 該当生徒及び関係者から事情の聞き取りを行い、必ず記録する。聞き取りの時間は、出席扱いとする。
- イ いじめ等の事例の場合は、複数の教員による事情の聞き取りにより、事実関係の整合性を図る。
- ウ 該当生徒には、事実について所定の用紙に自書させる。
- ② 生徒の人権への配慮
- ア 事情の聞き取りの段階から、生徒の人権に十分配慮する。
- イ 学校は教育の場であることを重視し、教育的配慮のもとに指導する。
- ウ 特別指導の実施に当たっては、弁明の機会を与え、弁明されたことについては検討を行うなど、生徒及び保護者の理解を得る。
- ③ 家庭への説明及び連携
- ア 特別指導については、どのような場合にどのような手順と方法で、どの程度の期間で行うか、事前に生徒及び保護者に説明し理解を得る。
- イ 指導方法（家庭指導・登校指導）については、家庭の状況等を配慮する。
- ウ 特別指導の意義、方法、日程、心得、課題等について説明する。
- エ 特別指導中は、保護者との連絡を密にする。

(3) 校内体制

- ① 一貫した指導方針のもと、教職員の一致協力による指導を行う。
- ② 指導内容及び指導方法については、生徒指導委員会で十分に検討する（議事録を作成）。指導方針案を校長に報告し、校長の責任のもとに特別指導を実施する。
- ③ 問題行動の事実、生徒及び保護者への対応、指導経過等をすべて記録する。
- ④ 指導経過等は、個別の生徒ごとに保存し、事後の指導に生かす。

2. 懲戒処分（訓告・停学・退学）について

懲戒処分は、法的効果を伴うもので、生徒が学校で教育を受ける事ができるという法律的権利に変動を与えるものであり、下記に則り行う。

沖縄県立高等学校管理規則

第44条 校長及び教員は、教育上必要があると認めたときは、生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

4 校長は、前3項の実施のため、必要な事項を定めるものとする。

5 校長は、生徒に懲戒による退学を命じたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(1) 生徒の問題行動発生後、生徒指導委員会にて協議し、特別指導・懲戒処分の判断を行い、職員会議に提案し、指導内容を決定する。

(2) 段階的指導基準

① 非社会的行動

- 1 段階 特別指導（本人・保護者同席のもと、管理者による厳重注意：日誌・奉仕作業指導）
- 2 段階 訓告（本人・保護者同席のもと、管理者による懲戒指導言い渡し：日誌・奉仕作業指導）
- 3 段階 停学（7 日以上）（本人・保護者同席のもと、管理者による懲戒指導言い渡し・原則：自宅謹慎）
- 4 段階 停学（14 日以上）（本人・保護者同席のもと、管理者による懲戒指導言い渡し・原則：自宅謹慎）

※非社会的行動

- 飲酒（ノンアルコールビール・カクテル含む、同席・所持）、喫煙（電子タバコ含む、同席・所持）、深夜徘徊、車両運転禁止事項について、暴言、盗撮、その他、懲戒に値する問題行動と判断されたもの。
- タトゥー（刺青・入れ墨）に関する指導については、特別指導を行い、改善がみられない場合は、上記の基準により段階を引き上げて対応する。
- ア タトゥー（刺青・入れ墨）は、自己申告があった場合、保護者同席のもと、除去治療を行うように指導し、除去までの間、継続的指導（面談等）を行う。
- イ 自己申告以外の場合は、特別指導を行い、保護者同席のもと、除去治療を行うように指導する。除去までの間、継続的指導（面談等）を行う。
- ウ 深夜徘徊は、原則生徒支援部による厳重注意とし、警察・保護者との連携の上指導を行う。適宜補導情報を確認し、2 回以上の深夜徘徊行動があった場合は、生徒指導委員会で審議し、特別指導または懲戒処分を行う場合もある。

② 反社会的行動

- 1 段階 訓告（本人・保護者同席のもと、管理者による懲戒指導言い渡し：日誌・奉仕作業指導）
- 2 段階 停学（7 日以上）（本人・保護者同席のもと、管理者による懲戒指導言い渡し・原則：自宅謹慎）
- 3 段階 停学（14 日以上）（本人・保護者同席のもと、管理者による懲戒指導言い渡し・原則：自宅謹慎）
- 4 段階 停学（無期停学）（本人・保護者同席のもと、管理者による懲戒指導言い渡し・原則：自宅謹慎）

※反社会的行動

- 交通三悪（無免許運転・飲酒運転・スピード違反）等、器物損壊、暴力、恐喝、窃盗、薬物乱用、いじめ加害、その他刑法に抵触する行為等
- 逮捕にいたるような事案については、生徒指導委員会・職員会議において、状況に見合った指導方法、処分を決定していく。また、反社会的行動で警察に補導・逮捕された場合、生徒指導委員会で協議し、特別指導と懲戒処分を組み合わせる場合もある。

(3) 懲戒指導の対応

① 懲戒指導期間

- ・ 原則として校長による懲戒指導言い渡し日を起算日とし、解除提案までの期間とする。
- ・ 懲戒指導期間は、原則として土日祝日等の休業日はカウントしない。
- ・ 懲戒指導期間中に遅刻・欠席・授業態度に不備・その他の指導があった場合は、日誌・面談・奉仕作業の指導期間を延長する。
- ・ 停学期間中の遅刻・欠席（病欠を含む）は、学籍上の停学期間を延長する。

② 懲戒指導歴

- ・ 問題行動の内容に関わらず、指導歴は在籍期間を通じて累積加算する。
- ・ 違反行為の軽重を問わず、4 段階以降の懲戒指導については、生徒指導委員会を経て職員会議に諮ることとする。
- ・ 懲戒指導歴に関わらず、懲戒指導の内容に明記されていない問題行動等が発生した場合には、生徒指導委員会にて指導内容を検討し、職員会議に諮ることとする。

③ 指導方法（訓告・停学）

- ・ 指導期間中は早登校（8 時 20 分）指導を行う。（訓告・停学の登校指導）
- ・ 訓告指導は、授業を受けながら HR 担任・教科担任・生徒支援部・教育相談・管理者で指導を行う。（日誌指導・面談・奉仕作業等）

- ・ 停学指導は、原則として自宅謹慎とする。場合によっては、登校させ別室にて学習させながら、教科担任（課題等）・HR担任・生徒支援部・教育相談・管理者で指導を行う。
 - ・ 訓告指導・停学指導ともに、生徒支援部から指導日誌・面談・奉仕作業、その他の課題等によって指導を行う。指導日誌は家庭に持ち帰らせ、保護者と連携する。
 - ・ 懲戒指導解除の際に誓約書（保護者連署）を提出させる。
- ④ 懲戒指導中または懲戒指導後、改善がみられない場合は、再度生徒指導委員会で懲戒指導の段階及び指導方法を協議する。改めて職員会議に提案し、指導内容を決定する。

Ⅲ 全体的・日常的な生活指導

1. 遅刻指導について

- (1) 1 校時のチャイムが鳴り終わるまでに教室に入室していない生徒は遅刻とする。（ただし、交通事故や天災地変（警報の発令等を伴う）の場合、その都度協議の上、遅刻取消の提案を行うことができる。）
- (2) 授業開始後は、生徒支援部または教頭（職員室にいる先生方）にて対応する。
- (3) HR担任や教科担任は、遅刻確認入力結果を確認する。確認できない生徒に関しては上記(2)の対応をとる。
- (4) 遅刻の集計は、年間を通して回数をカウントする。
- (5) 始業時チャイムが鳴っても入室しない生徒への呼びかけは、全職員であたるものとする。
- (6) 遅刻の多い生徒に対し、学年団を中心に連携した指導を行う。
- (7) HR担任は遅刻の多い生徒に対し、適宜保護者への連絡を行う。

2. 中抜け無届け欠課について

- (1) 中抜けの無届け欠課については事情確認後、適宜口頭指導を担当・生徒支援部・学科職員で連携して行う。また、担任は保護者へ連絡を行う。

3. 服装容儀について

- (1) 学校の教育活動全体を通じ、全職員で服装容儀について注意を促し、その都度指導を行う。

※ 生徒が時・場所・場合を分別できるように指導する。

- (2) 全体集会及び学年集会において服装容儀点検・指導を適宜行う。
- (3) 服装容儀指導に応じない場合は、保護者同席で面談を行う。
- (4) 服装容儀に関する指導は、以下のとおりである。

① 制服 本校指定の制服を、次のとおり定める。

【ズボンタイプ】

夏 服：ワイシャツ（本校指定の半袖・長袖どちらでも可） ネクタイ・リボン
ズボン（本校指定のズボン）
ベスト（自由購入品）

※ 着用規定：ワイシャツは裾をズボンの中に入れる。ベルトを着用することが望ましい。

冬 服：本校指定のブレザー

※ 着用規定：夏服の上から上記の冬服を着用する。ただし、着丈が袖丈よりも短くならないようにすること。ワイシャツは裾をズボンの中に入れる。ベルトを着用することが望ましい。

【スカートタイプ】

夏 服：ワイシャツ（本校指定の半袖・長袖どちらでも可） リボンまたはネクタイ
本校指定のスカート ベスト（自由購入品）

※ 着用規定：ワイシャツは裾をスカートの中に入れ、本校指定のリボン・ネクタイを着用する。

冬 服：本校指定のブレザー

※ 着用規定：夏服の上から上記の冬服を着用する。

◎ 夏服は5月～11月、冬服は12月～4月としているが状況に応じて期間を調整する。

（1年生については4月から夏服とする。）

ア. 登下校の際は、原則制服着用とする。

イ. 半袖の下からの長袖インナーシャツ、襟からはみ出るインナーシャツは不適切である。

ウ. 防寒対策での学校指定ジャージの着用を認める。

- ② 靴：運動靴又は革靴（ローファー）を着用する。
- ③ 頭髪：パーマ・染髪・脱色・過度な変髪は行わない。
 ※ ただし、上記により髪が傷み変色した場合は、生来の頭髪の色に戻るよう努める。
 ※ 過度な変髪は別紙にて規定する。
 ※ 人種や思想等文化的ルーツを持つ生徒の髪型に関しては、本人・保護者の申し出がある場合に限り生徒支援部・進路指導部・学校管理者で協議し、職員会議に諮ることとする。また、双方が納得した上で上記③の限りではない。
- ④ 化粧：化粧はしてはいけない。
- ⑤ まゆ毛：整える程度は可（過度な剃り過ぎは行わない）。
- ⑥ 装飾品：指輪、ピアス（透明ピアス含む）、ネックレス、ブレスレット、エクステ、カラーコンタクト、まつエクは装着しない。
- ⑦ リボン・ネクタイ未着用者に対してはその都度、口頭指導を行う。ただし、指導改善が見られない場合は適宜保護者へ連絡する。
- ⑧ 髭：髭は伸ばさないこと。
- ⑨ スカート丈：スカート丈は「ひざの中央の長さ」を基準とする。
 （お下がり等のスカートで長さが不適切な場合は、指定制服店でサイズの調整を行うこと）
- ⑩ 防寒着：原則インナーウェアで調整し、それでもなお寒い場合は、制服を着用した上で、学校指定ジャージや制服の色に近い防寒着を着用する。
 登下校時・・・制服の色に近いコート・ジャンパー、マフラー・手袋可
 校 内・・・制服の色に近いベスト・カーディガン・セーター・トレーナー可。
 ※ ①～⑩の項目について、下記の段階指導を行う。
- (5) 儀式的行事の身なりについては、別紙にて規定する。

4. その他の指導について

- (1) 携帯電話について
 - ① 1校時の始業開始から帰りのS I C終了までの間、電源をオフにするかサイレントモードにし、カバンの中に入れる。ただし、昼食時間帯においては使用を認める。
 - ② 校内での充電は行わない。
- (2) 学習用具以外のモノの校内持込・使用について
 トランプ、マンガ、ゲーム機（カードゲーム等）、ガム、スケートボード等の学習に無関係なモノの校内持ち込み及び使用は認めない。
 ※ (1)(2)の違反者は、下記の段階指導を行う。
- (3) PC/タブレット教材の扱いについて
 - ① 校内での使用は学習活動のみとし、SNSやゲームの使用をしてはならない。
 - ② 許可・了承のない撮影・録音等はしてはならない。
 - ③ 許可なく学校備品・プロジェクタ等の機器を使用してはならない。
 - ④ 毎日持ち帰ること。自宅で充電し、学校で充電してはならない。
 - ⑤ 授業での使用は教科担任の指示に従うこと。
 ※ (3)についての指導は原則口頭指導とする。

5. 段階的指導の運用について

- (1) 服装容儀に関する指導・携帯電話に関する指導・学習用具以外のモノの校内持ち込み・使用に関する指導については、項目別で指導回数に応じた指導を行う。
 - 1～3回：担任・生徒支援部による注意
 - 4回：作業指導、学科長による面談指導、担任から保護者へ電話連絡
 - 5回：作業指導、保護者呼び出し、管理者による厳重注意
 - 6回：職員会議に諮り、特別指導
 - 7回以降：職員会議を諮り、指導を検討する。
- (2) 具体的指導方法は以下のとおりとする。
 - ① 呼び出しや、指導に応じない場合も、指導回数に累計する。
 - ② 改善が見られない場合は、再度保護者と連携して指導を行う。
 - ③ 面談指導は、クラス担任・生徒支援部、学年主任・学科主任、必要に応じて管理者で行う。

④ 違反行為による預かり品は、原則として指導終了後、その日のうちに返却する。

⑤ 指導回数については、単年度で累計する。

※ 4月8日から指導を開始する。ただし、1年生のみ4月中の周知期間を設定し、指導回数には累計しない。

6. 運転免許取得・車両運転について

(1) 自動車運転免許の取得は、1学期期末テスト終了後から長期休業を利用するものとし、免許を取得した生徒はHR担任を通じて「運転免許取得届」を生徒支援部へ提出する。

※ 二輪車運転免許取得に関しては、原則禁止とする。

(2) 3年生は、仮免許検定・卒業検定・運転免許試験場（公安）での試験を受験する際、各1回事前の届け出によって「出席扱い」ができる。ただし、定期考査、行事（始業式・終業式も含む）を除き、2日前までに届け出があった場合に限る。（休業日除く）

(3) 車両（自動車・オートバイ等）による通学及び違反者車両への同乗を禁止する。（帰宅後・休業日を含む）

① いかなる場合も、登下校時の車両運転を禁止する。

② いかなる場合も、制服着用での車両運転を禁止する。

③ 学校管理下の諸活動（部活動及び対外試合及び応援等）について、車両運転を禁止する。

④ 上記に違反した生徒及び警察から違反行為で報告された者については特別指導または懲戒指導を行う。

⑤ 交通安全に関する情報を随時提供し、注意を喚起する。

(4) 自転車通学について

① 保護者の同意の下、自転車通学届を提出する。

② ヘルメットを着用し、交通法規を遵守する。

③ 盗難に遭わないように、2重ロックを心掛け、指定の位置に駐輪する。

④ 上記に反する行為が確認された場合は、適宜口頭指導を行う。

7. アルバイトについて

(1) 午後10時以降のアルバイトは禁止する。

① アルバイトは保護者の責任・監督下で行う。

② アルバイトによる影響によって著しく学業成績・勤怠状況に影響が出た場合に保護者・本人と話し合う場を設け、適宜指導を行う。

③ 統計調査報告のために定期的にアンケートに答える。

※ 1年生は、原則夏休み以降にアルバイトを行うものとする。

8. 校時中及び昼食時の外出について

・ 一時的に校外に出る場合には、外出届け出用紙に必要事項を記入し、外出するものとする。

・ 昼食時においては原則、提携弁当業者の弁当が売り切れた際に外出できるものとする。

IV 校則見直しについて

(1) 校則見直しの留意点

① 法的な観点や、学校の教育目的を達成するために必要かつ合理的範囲となっているかを再確認すること。

② 児童生徒、保護者等と意見交換を行い、学校長が校則を制定すること。

③ 委員会等を設置する場合は、管理者・生徒指導担当者・児童生徒代表者・保護者代表者・その他関係職員等で構成すること。また、外部有識者等が参加、または外部有識者の意見を聴く場を設けることが望ましい。

④ 校則については、人権に十分配慮し、児童生徒・保護者に対して合理的な理由を明確に説明できるようにすること。

(2) 校則見直しに関する意見要望

① 担任の先生・学年主任の先生・生徒支援部の先生に相談してください。

② 上記が難しければ、右のQRコードより入力してください。QRコードは生徒が考える「校則を見直し」の問題提起場所とします。生徒からの問題提起があった場合、内容を吟味・精選し、真摯に対応していきます。 ※ 目的外で活用した場合は活用を停止します

